

公益財団法人よこはま学校食育財団 学校給食用物資納入業者制裁処置規程

制 定 平成 13 年 1 月 1 日

最近改正 平成 28 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校給食用物資（以下「給食物資」という。）の安定的かつ衛生的で安全、良質な物資の納入を確保し、学校給食の円滑な実施をはかるため、学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）が、不良品等を納入し、若しくは納入食材により健康被害が発生する等、学校給食に支障を生じさせ、又は生じさせる恐れがある場合及び納入業者が物資納入時に事故等が発生した場合の措置を定め、事故の再発・未然防止をはかることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、不良品等とは、納入予定若しくは納入された給食物資又は配送等の取り扱いが、次の各号に掲げるもので、別表のとおりとする。

- (1) 食品衛生法の規定に違反し、安全衛生上の危険があるもの
- (2) JAS法、計量法、公益財団法人よこはま学校食育財団（以下「本財団」という。）が定める給食物資納入規格、給食物資納入契約、または本財団の指示内容に違反するもの
- (3) 食物アレルギー事故防止対策に関し、その処置を怠った場合
- (4) その他、施設、取り扱いが不衛生であり、学校給食運営に著しく支障を及ぼした場合

2 この規程において、事故等とは、本財団との契約の履行にあたり発生した事故等で、次に掲げるものとする。

(1) 人身事故

- ア 死亡事故 当該事故が原因で事故の発生から 24 時間以内に死亡した場合
- イ 重篤事故 道路交通法上、一度の事故で免許取消しとなる人身事故
(治療期間が 3 か月以上又は後遺障害が残る場合)
- ウ 軽傷事故 治療期間が 3 か月未満の人身事故

(2) 物損事故

- ア 重大事故 道路交通法上、違反点数が課せられる物損事故（建造物損壊事故）
- イ 物資納入学校敷地内で発生した物損事故

(3) 重大な道路法規違反

飲酒運転・酒気帯び運転及び一度の違反で免許取消しとなる違反(累積による取消を除く)

(4) 本財団又は市が貸与した物品を亡失した場合

(報告)

第 3 条 納入業者は、第 2 条第 1 項に定める不良品等又は第 2 条第 2 項に定める事故等（以下「不良品・事故等」という。）が発生した場合は、直ちに本財団へ報告し、その指示に従うこととする。

- 2 学校給食実施校が不良品等を発見した場合は、本財団にその内容を報告する。
- 3 本財団から規格検査を委託された検査機関が不良品等を発見した場合は、本財団にその内容を報告する。

(不良品等の調査)

第4条 第2条第1項に掲げる不良品等が発生した場合、本財団はその原因を調査する。調査にあたり、本財団は、関係行政機関等に情報提供を行うことができる。

(顛末書の提出)

第5条 納入業者は、不良品・事故等が発生した場合、本財団の指示に従い、顛末書を提出する。

(制裁処置)

第6条 不良品・事故等に関する制裁処置は次の各号のとおりとする。

- (1) 納入業者登録抹消
- (2) 入札参加資格一時停止
- (3) 文書厳重注意

(製造業者等への準用)

第7条 不良品等の原因が、製造業者又は製造工場にあると認められる場合は、これに対しても納入業者と同様の処置をとるものとする。

(納入業者登録抹消)

第8条 納入業者の登録抹消日は、制裁処置を認定した日とし、当該業者はその日から4年間は登録申請できないものとする。

(入札参加資格一時停止)

第9条 入札参加資格の一時停止は、不良品・事故等の給食物資と同じ種目(学校給食用物資納入業者登録承認証に記載した取扱承認種目)の物資について、制裁処置を認定した日以降の入札参加資格を停止するものとする。

- 2 前項の入札参加一時停止は、1か月以上6か月以内とする。

(制裁処置の加重・軽減・免除)

第10条 不良品・事故等の内容が、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、著しく社会的影響の大きい場合、並びに過去1年間に同様の不良品等の取り扱いをし、改善が認められない場合は、制裁処置を加重することができる。

- 2 過去1年間に同じ種目で文書厳重注意を2回以上受けた場合は、入札参加資格一時停止にすることができる。

- 3 第3条による不良品・事故等の報告が、当日中になかった場合は、制裁処置を加重することができる。

- 4 不良品・事故等の内容が、不可抗力その他本人の責によらない場合は、制裁処置を免除又は軽減することができる。

(委任)

第11条 この規程の施行に必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は平成13年1月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成25年1月1日から施行する。

附則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別表

項 目	内 容
食品衛生法・ J A S 法・ 本財団衛生基準 違反	食中毒を発生させた場合
	事前のアレルギー報告（特定原材料の使用または特定原材料のコンタミネーションの報告）を怠った物資を原因として、健康被害を発生させた場合
	有害・有毒物に汚染されたもの
	アレルギー報告を怠った特定原材料から、公定法（平成 23 年 9 月 10 日消食表第 286 号「アレルギー物資を含む食品の検査について」）により陽性と判断された場合
	特定原材料または特定原材料に準ずるものを使用したにもかかわらず報告がされていなかった場合
	食中毒菌等の病原菌に汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの
	禁止されている食品添加物等の使用
	異物混入
	腐敗、変質、異味異臭、傷み、変形、温度管理の不良、鮮度不良
	その他、食品衛生法・J A S 法・計量法・本財団衛生基準に違反するもの
本財団規格及び 契約事項不適合	品質不良、サイズ、産地、銘柄の不適合
	物資選定購入委員会提出見本に比して明らかに品質、形状が劣るもの
	著しい数量不足
	賞味期限・製造年度の違反
	配送規格（配送時間、配送車両及び容器、配送時の温度管理・衛生管理等）違反
	虚偽報告
	特定原材料のコンタミネーション報告がされていなかった場合

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

本財団衛生基準：「学校給食用物資標準規格集」に基づく衛生に関する基準